

一定の日数を超えるリハビリテーションに係る特別料金

一回(20分)につき

○ 脳血管疾患等リハビリテーション	(180日超え)	1,100円
○ 運動器リハビリテーション	(150日超え)	1,870円
○ 呼吸器リハビリテーション	(90日超え)	1,930円

1 厚生労働大臣の定めるところにより、上記の期間以降で長期間のリハビリテーションをされている方は保険給付から外され、特別料金を徴収する制度となりました。

2 これにより当病院では、上記の金額を請求させていただきます。尚、特別料金を請求させて頂く方には、事前にご連絡致します。

3 ご不明な点については、お気軽に受付窓口にお問い合わせ下さい。

令和元年10月 鳴海病院院長